

## 住民投票制度の条例化の背景、市の考え方等

### 1. 住民投票とは

市民が市政に直接参加するための制度

それが「住民投票」

市政に係る極めて重要な事案や政策について、投票によって直接市民の皆さんの意思を確認し、その結果を市政に反映させる住民投票。この住民投票の手続きを制度化（条例化）したものが、「住民投票条例」です。

市民ニーズが多様化・複雑化している現在、自治体の意思決定にはこれまで以上に市民の皆さんの意思を反映することが求められています。住民投票は、選挙で選ばれた市長と市議会によって運営される「間接民主制」の市政を補完する直接民主的な制度です。

### 2. 背景等

「住民投票」は、  
自治基本条例で定められています

平成 22 年 4 月 1 日に施行された「明石市自治基本条例」。明石市の最高規範と位置付けられるこの条例の第 14 条に、市民の皆さんが市長に対し、一定の要件を満たして住民投票の実施を請求したときは、市長は住民投票を実施しなければならないという、いわゆる「常設型」の住民投票制度を導入するということが定められています。

現状のままでは、自治基本条例に基づく

「住民投票」は不可能

しかしながら、現在、住民投票を実施するための手続きや要件などを定めた住民投票条例が未制定であることから、自治基本条例に基づく住民投票を実施することはできません。

こうしたなかで、昨年 10 月、市民団体が地方自治法に基づく直接請求により、法定署名数約 4800 人（有権者数の 50 分の 1）を上回る、2 万 196 人分の署名を添え、明石駅前南地区再開発計画の賛否を問う住民投票の実施を求めました。11 月に開かれた臨時市議会での審議の結果、同請求は賛成少数で否決されました。

2 万人を超える署名を重く受け止め

早期の条例制定を目指しています

市は、この事態を重く受け止め、住民投票条例の早期制定を目指しています。議会をはじめ、市民の皆さんと丁寧に議論しながら、今年 3 月定例会市議会への条例案の提案を考えています。

### 3. 市の考え方

#### 【請求要件】

#### 約4万人の署名で住民投票を可能に

有権者数（平成24年9月現在約24万人）の6分の1（約4万人）以上の署名をもって、市民の皆さんが市長に住民投票を請求（発議）することができる制度を考えています。これは、市町村の合併の特例に関する法律における合併協議会設置の住民投票要件（有権者数の6分の1以上の署名）になっています。

有権者数に対する署名数の割合	署名数の割合の事例	明石市で必要となる署名数	採用している自治体
有権者数の3分の1以上	市長の職責の範囲請求（リコール） 議会の発議請求	約8万人	神奈川県大和市、愛知県高浜市など
有権者数の4分の1以上		約6万人	大阪府岸和田市、岐阜県多治見市など
有権者数の6分の1以上	市町村合併の協議会での 住民投票を求める請求	約4万人	大阪府中野区、岩手県奥州市など
有権者数の10分の1以上		約2万4000人	広島県広島市、千葉県野田市など
有権者数の50分の1以上	条例の制定・改訂請求 事務調査請求	約4800人	新潟県上越市、三重県名張市など

#### 【投票要件】

#### 20歳以上で日本国籍を有する市内在住者が投票可能

20歳以上で日本国籍を有する市内在住者が投票することができる制度を考えています。これは、公職選挙法や地方自治法上の条例制定請求権になっています。

##### ■投票資格（年齢要件）

	採用している自治体
20歳以上	群馬県桐生市、山口県防府市、千葉県野田市など
18歳以上	大阪府豊中市、大阪府岸和田市、新潟県上越市など
16歳以上	神奈川県大和市など

##### ■投票資格（国籍要件）

	採用している自治体
日本国籍を有する人口限定	群馬県桐生市、山口県防府市、千葉県野田市など
定住外国人（特別住者・永住資格者）にも拡大	大阪府豊中市、大阪府岸和田市、新潟県上越市など

### 【その他の市の考え方】

- 住民投票の対象は、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項です。
- 市長、市議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 市議会や市長による住民投票の請求（発議）も可能です。
- 意見表明の形式は二者択一とします。
- 住民投票の成立要件は設けません。
- 住民投票を実施した事案について、再請求の制限期間は設けません。
- 他の選挙と同日に実施するかどうかについては、個別に判断するものとします。
- 条例制定後、2年をめどに検証し、必要があれば内容を見直します。

## 4. 費用、条例案の提案時期等

### 住民投票を1回行うのにかかる費用は？

住民投票を実施する場合には、人件費や事務経費などで5000万円～6000万円が必要と見込まれています。これは、市長選挙や市議会議員選挙などを単独で実施するのに必要な費用とほぼ同額です。

### 住民投票条例案の提案時期はいつ？

常設型の住民投票制度の導入が定められた、明石市自治基本条例が施行されてから、今年4月で3年を迎えます。市は、早期の条例制定を目指して、直近の3月定例会市議会での条例案の提案を検討しています。しかしながら、住民投票制度は、投票によって直接市民の意思を確認し、その結果を市政に反映させる重要な制度であることから、住民投票の対象などをどうするかについて、審議会を設けるなど、より丁寧な議論を行ったうえで条例を制定する必要があるのではという声もあります。

### 常設型住民投票条例の制定状況は？

平成24年12月末現在、下記の自治体で常設型の住民投票条例を制定しています。

▼愛知県高浜市 ▼埼玉県富士見市 ▼広島県広島市 ▼群馬県桐生市 ▼埼玉県坂戸市 ▼千葉県我孫子市 ▼大阪府岸和田市 ▼三重県名張市 ▼山口県山陽小野田市 ▼神奈川県逗子市 ▼神奈川県大和市 ▼山口県防府市 ▼大阪府豊中市 ▼神奈川県川崎市 ▼愛媛県四国中央市 ▼新潟県上越市 ▼岩手県奥州市 ▼岐阜県多治見市 ▼千葉県野田市 ▼埼玉県八潮市 など

(制定日順に記載)

# 住民投票制度に関する 調査・研究報告書

平成24年(2012年)3月  
自治基本条例検討プロジェクトチーム

# 目 次

<b>1 住民投票制度を条例で創設する意義</b> .....	1
<b>2 住民投票制度の種類</b> .....	3
(1) 憲法に基づくもの .....	3
(2) 法律に基づくもの .....	4
(3) 条例に基づくもの .....	7
<b>3 住民投票制度の論点</b> .....	10
(1) 制度の形態 .....	10
(2) 結果の効力 .....	11
(3) 投票対象事項 .....	12
(4) 請求・発議の主体・要件 .....	15
(5) 成立要件 .....	16
(6) 投票資格者の範囲 .....	17
(7) 投票運動 .....	20
(8) 住民投票のコスト .....	23
(9) その他実施に伴う課題 .....	25
(10) 熟議のプロセス .....	27
<b>&lt; 資料編 &gt;</b> .....	29

# 1 住民投票制度を条例で創設する意義

## ○制度創設の意義

住民投票制度は、市政の重要事項について、投票によって住民の意思を把握し、その総意を議会や長の意思決定に反映させることができる仕組みである。

条例に基づく住民投票は、日本では、1996年（平成8年）に、新潟県巻町（現在は新潟市に編入）で初めて実施されたが、以降、全国的に実施されている。

住民投票については、議会と長がしっかりと民意を反映した市政運営を行っていけば必要ないという不要論もある。しかし、通常、選挙は4年に1回行われるが、選挙から月日が経過すると世の中の情勢は変化し、選挙時にはなかった争点が出てくる可能性がある。また、選挙は、さまざまな争点を総合的に判断し選択を行うものであることから、個別の争点については是非を問うものとしては十分とはいえない。よって、間接民主制を補完するものとして住民投票制度は必要であると考えられる。

また、横須賀市では、まちづくりの主役は市民であることを基本理念とする自治基本条例の策定を目指している。そして、その参加の原則の下、間接民主制を補完し、住民の意思を直接把握するための制度として、住民投票制度を位置付ける予定である。

住民投票は、より市民の意思を反映した市政運営を行う、つまり、住民自治を推進するための制度であるとともに、市民の市政への参加意識を高めるものとしても期待される。

## ○具体的な制度設計に向けて

横須賀市自治基本条例検討委員会の検討結果報告書にあるように、住民投票は、重要かつ大規模な行為であるため、十分に検討を行った上での最終手段として慎重に実施するということを前提に、制度の詳細設計においても慎重な検討が求められている。さらに、住民投票制度には対立する論点があり、また、実施までのことを想定して設計する必要もある。

今後、制度設計の具体的な検討を行うに当たっては、既存の選挙制度も参考にして、実施の工程を考慮しながら、十分かつ慎重な議論を進めなければならない。

本報告書は、検討を進めるうえでの基礎資料として活用してほしい。

【横須賀市自治基本条例検討委員会 検討結果報告書（抜粋）】

住民自治の仕組みとしての住民投票制度

- ◇ 市長は、市政の重要事項について、市民の意思を反映させるため、住民投票制度を設ける。市民、議会、市長等は、その結果を尊重しなければならないものとする。但し、その他の手法による熟議のプロセスを十分に経たのちに実施すべき最終手段であるとの位置付けを、市民、議会、市長等は共通認識として持つものとする。
- ◇ したがって、その実施については慎重でなくてはならないが、むやみに実施手順における条件を厳しくして市民の発意に基づく実現性を損なうような制度であってはならない。その意味において常設型を想定しうる条文構成とするのが得策であると考ええる。
- ◇ 市政の重要事項の示し方については、ネガティブリスト方式（住民投票の対象案件とはならない事項の列挙）、ポジティブリスト方式（住民投票の対象案件となる事項の列挙）のいずれとすべきかについて複数の対立する意見が存在するため、本検討委員会では結論を保留し、自治基本条例制定後も含めて慎重な詳細設計の検討を求めるものとする。なお、このことは、法令上、横須賀市に権限がない事項を住民投票の対象案件とすることができるか否かという議論を含む。
- ◇ 住民投票の投票資格者については、年齢、国籍に関する複数の対立意見が存在するため、本検討委員会では結論を保留し、自治基本条例制定後も含めて慎重な詳細設計の検討を求める。
- ◇ 自治基本条例においては、常設型住民投票を想定しうる条文構成によって住民投票制度を位置付けるにとどめ、詳細の制度設計については、本検討委員会における検討経過を尊重しつつ、今後の国の法定住民投票の議論の動向も注視しつつ、自治基本条例制定以降も引き続き検討するのが望ましい。

住民投票制度における「市民」は、（検討結果報告書の）10ページの市民の範囲は直ちにはあてはまらず、検討する必要がある。

【平成 24 年議案第 24 号 横須賀市自治基本条例（抜粋）】

（住民投票）

- 第 29 条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を把握するため、その実施に関する共通事項を別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、かつ、十分な検討を行った上で、なお、住民の意思を把握する必要があるときに行うものとする。
  - 3 市民、議会及び市長等は、第 1 項の住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 2 住民投票制度の種類

住民投票は、市政に関する重要事項について、投票を通じ、住民が自らの意思を表明することができる制度である。

住民投票制度の種類は、次の3つに分類することができる。

### (1) 憲法に基づくもの

- … ①一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票  
(憲法95条)
- ②憲法改正の承認に係る国民投票(憲法96条)

### (2) 法律に基づくもの

- … ①地方自治法に基づく住民投票
- ②市町村合併特例法に基づく住民投票

### (3) 条例に基づくもの

- … ①条例制定改廃の直接請求により制定される住民投票条例による  
住民投票(地方自治法74条)
- ②常設型住民投票条例による住民投票

### (1) 憲法に基づくもの

#### ① 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票

憲法に基づく住民投票には、憲法95条に規定されている「一の地方公共団体のみに適用される特別法」の制定に係る住民投票がある。

この特別法は、特定の地方公共団体のみに適用される法律を制定する場合に、国会の議決に加え、地方公共団体の住民による投票を実施し、その結果、過半数の同意を得なければ制定することができないとされている。

#### 日本国憲法 第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

#### <横須賀市における実施事例>

横須賀市では、昭和25年(1950年)6月に旧軍港市転換法制定への同意に関する住民投票が行われた。



旧軍港市転換法は、旧軍港市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市）において、残された多くの旧軍用財産を都市施設や産業施設に転活用し、平和産業港湾都市としての発展を目指すことを促進するものである。

旧軍港市転換法は、昭和 25 年(1950 年) 4 月 11 日に国会で可決後、同年 6 月 4 日に対象 4 市においてそれぞれ住民投票が行われ、いずれも過半数の賛成で成立し、同年 6 月 28 日に公布・施行された。

#### ◇投票結果

横須賀市 投票数101,678票、投票率69.1%、賛成率91%

### ② 憲法改正の承認に係る国民投票

日本国憲法96条に、憲法改正の承認に係る国民投票について規定されている。

両院それぞれの本会議にて総議員の 2 / 3 以上の賛成で、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案し、国民投票において、その過半数の賛成があった場合、憲法が改正される。

なお、日本国憲法96条に定める日本国憲法の改正に関する手続を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」は、平成22年 5 月18日に施行されている。

## (2) 法律に基づくもの

住民投票の規定がある法律として、地方自治法および市町村の合併の特例に関する法律（以下、市町村合併特例法）がある。

### ① 地方自治法に基づく住民投票

地方自治法には、議会の解散請求、議員または長の解職（リコール）請求に関する規定がある。

#### ◇議会の解散請求

地方自治法 76 条、77 条、78 条の規定に基づき、有権者総数の 1 / 3（その総数が 40 万を超える場合は、その超える数に 1 / 6 分を乗じて得た数と 40 万に 1 / 3 分を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、地方公共団体の選挙管理委員会に対し、地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

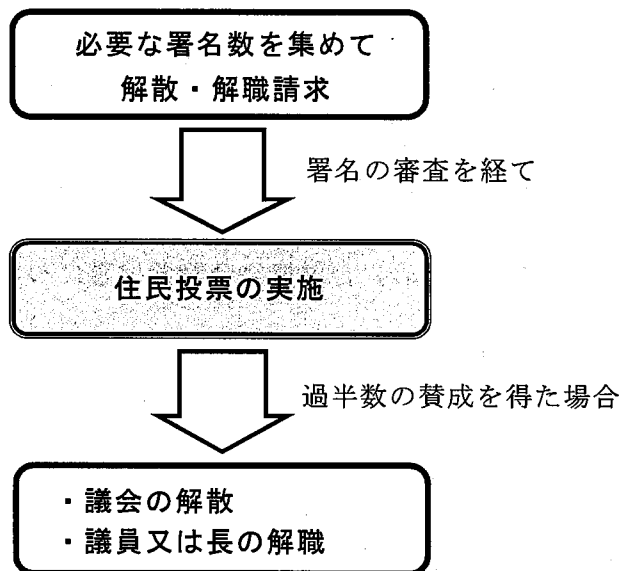
また、投票の結果、過半数の同意があった場合、議会は解散する。

#### ◇議員または長の解職請求（リコール）

地方自治法 81 条、82 条、83 条の規定に基づき、有権者総数の  $1/3$ （その総数が 40 万を超える場合にあっては、その超える数に  $1/6$  を乗じて得た数と 40 万に  $1/3$  を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、地方公共団体の選挙管理委員会に対し、地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求をすることができる。

また、投票の結果、過半数の同意があった場合、議員または長はその職を失う。

#### 【議会の解散請求、議員または長の解職請求の流れ】



(参考\_必要署名数の計算例)

有権者総数	必要署名数
36万人	$36 \text{ 万} \div 3 = 12 \text{ 万人分}$
46万人	$(46 \text{ 万} - 40 \text{ 万}) \div 6 = 1 \text{ 万} \dots A$ $40 \text{ 万} \div 3 = 13 \text{ 万 } 3,333.3 \text{ 人} \dots B$ $A + B = 14 \text{ 万 } 3,333.3 \text{ 人} \rightarrow 14 \text{ 万 } 3,334 \text{ 人分}$

## ② 市町村合併特例法に基づく住民投票

自治体が合併しようとする場合に、さまざまな事項を協議する合併協議会の設置に関する住民の請求について、市町村合併特例法4条および5条に規定されている。

第4条は、一の合併関係市町村（合併請求市町村）への合併協議会設置請求について、また、第5条は、全ての合併関係市町村（同一請求関係市町村）への合併協議会設置請求について規定されており、どちらも投票において過半数の賛成があった場合には、合併協議会設置の協議について議会が可決したものとみなすこととしている。

### <制度の概要>

#### 第4条について

- ・有権者の総数の1/50以上の連署による協議会設置請求
- ・合併請求市町村の長から合併対象市町村の長への意見聴取、合併対象市町村の長からの付議するか否かの回答
- ・（すべて付議するとの回答であった場合）合併協議会設置協議についての議会への付議
- ・（合併請求市町村で否決し、かつすべての合併対象市町村で可決した場合）合併請求市町村の長からの請求又はそれがなかった場合で有権者の総数の1/6分以上の連署による請求があった場合に、合併協議会設置請求に関する住民投票を実施
- ・合併請求市町村における住民投票で有効投票総数の過半数の賛成があったときには、当該市町村の議会が可決したものとみなされ、合併協議会を設置

#### 第5条について

- ・それぞれの有権者の総数の1/50以上の連署によるすべての同一請求関係市町村への合併協議会設置請求
- ・合併協議会設置協議についての議会への付議
- ・同一請求関係市町村のうち、合併協議会設置協議を議会が否決したすべての市町村において、長からの請求又はそれがなかった場合でそれぞれの有権者の総数の1/6以上の連署による請求があった場合に、すべての否決市町村において合併協議会設置請求に関する住民投票を実施
- ・否決市町村における住民投票で有効投票総数の過半数の賛成があったときには、当該市町村の議会が可決したものとみなされ、すべての否決市町村で過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置

（総務省地方行財政検討会議資料より）

### (3) 条例に基づくもの

昨今、住民投票条例を制定し、住民投票を実施する自治体は増えている。総務省自治行政局の調査（平成22年10月）によれば、昭和57年7月以降に実施された住民投票は468件、そのうち、条例に基づく住民投票は401件実施されている。

根拠	都道府県	市町村
法律	0	53 (53)
条例	1	400 (373)
要綱、その他	0	14 (14)
計	1	467 (445)

※地方自治法に基づく解散・解職の投票は除く。( ) 内は、市町村合併に係る住民投票の内数。

条例に基づく住民投票には、住民からの直接請求または議員や市長の提案により、その都度、住民投票条例を議会の議決により制定して実施する「個別設置型」と、あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施する「常設型」がある。

#### 【住民投票条例に基づき実施された住民投票の事例】

- 平成8年8月 原子力発電所の賛否（新潟県巻町）
- 9月 日米地位協定見直し、米軍基地縮小の賛否（沖縄県）
- 平成9年6月 産業廃棄物最終処理場の賛否（岐阜県御嵩町）
- 12月 海上ヘリポート建設の賛否（沖縄県名護市）
- 平成12年1月 吉野川可動堰建設の賛否（徳島県徳島市）
- 平成13年5月 原子力発電所のプルサーマル計画導入の賛否（新潟県刈羽村）
- 7月 さいたま市との合併の賛否（埼玉県上尾市）
- 平成14年3月 市町村合併の是非・合併枠組み（滋賀県米原市）
- 9月 市町村合併の相手方選択（秋田県岩城町）
- 平成16年8月 古川市ほかとの合併の賛否（宮城県三本木町）
- 平成18年3月 在日米軍再編に伴う空母艦載機移転受入の賛否（山口県岩国市）
- 平成19年12月 地域交流センター建設の賛否（千葉県四街道市）
- 平成22年11月 総合文化会館建設の賛否（長野県佐久市）

#### ① 条例制定の直接請求等により制定される住民投票条例に基づく住民投票

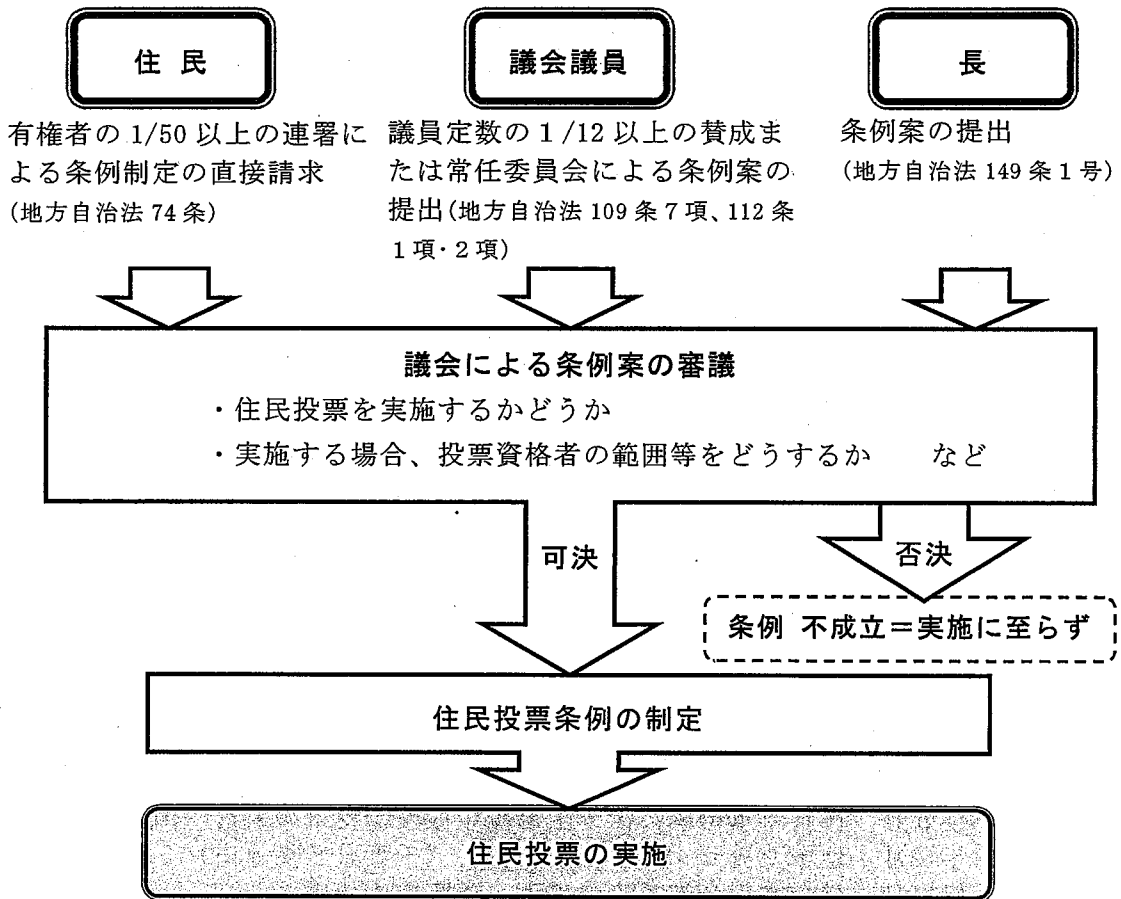
地方自治法74条の規定に基づき、住民は有権者の1/50以上の署名をもって条例の制定（または改廃）を請求することができる。請求が有効な場合は、長は住民から提出された条例案に意見を付し、議会に付議することとされている。この制度を利用して、住民が「住民投票条例」の制定を請求し、議会が住民投票条例議案を可決したときは、住民投票が実施される。

横須賀市では、平成19年と平成20年に、原子力空母の横須賀配備についての住民投票の実施に関する条例の制定請求が行われた。（どちらの請求も、「外交関

係の処理に係る国の決定に地方公共団体が関与したり制限したりするようなことは、地方公共団体の権能の行使としては認められない」「市が最終的な決定権を持たないこの問題については、住民投票はなじまない」と市長が意見を付し、議会で否決されている。)

なお、議会議員と長による議案の提出についても地方自治法には規定されており、3者の住民投票実施までの流れは下図のとおりとなる。

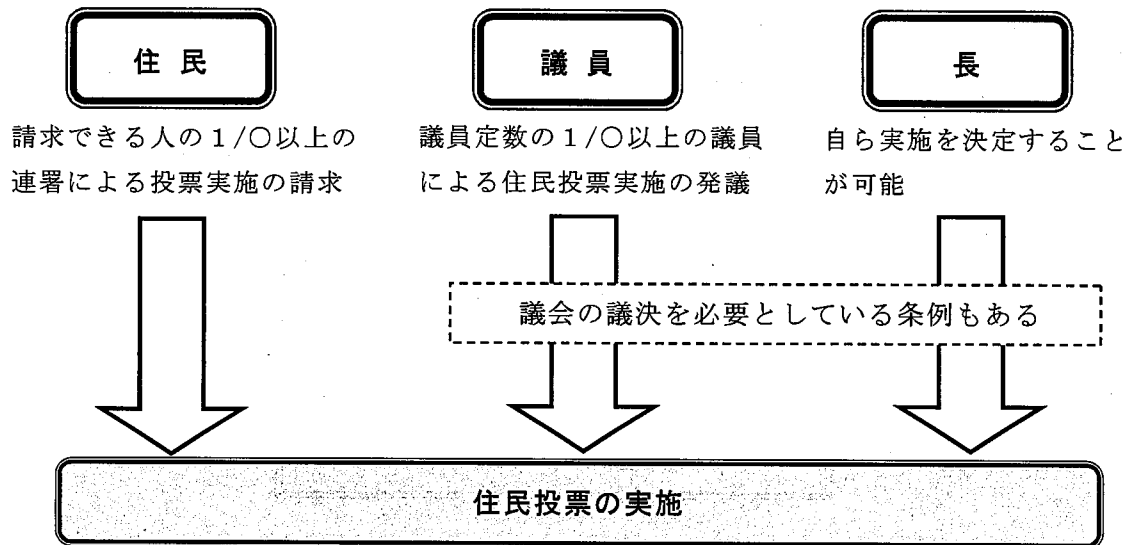
【条例制定の直接請求等による住民投票実施までの流れ】



② 常設型住民投票条例に基づく住民投票

現在、常設型住民投票条例を制定している自治体を調査した結果、資料2 (P.32)のとおり39市町を確認している。

【常設型住民投票条例に基づく住民投票実施までの流れ】



### 3 住民投票制度の論点

住民投票制度は、間接民主制を補完する制度として、住民が投票を通じ、自らの意思を表明することができる制度であるが、その制度設計は自治体で異なる。設計次第で全体に及ぼす影響は大きくなるため、調査・研究に当たっては、他自治体の条例を参考に、次のとおり10の論点についてまとめる。

- (1) 制度の形態
- (2) 結果の効力
- (3) 投票対象事項
- (4) 請求・発議の主体・要件
- (5) 成立要件
- (6) 投票資格者の範囲
- (7) 投票運動
- (8) 住民投票のコスト
- (9) その他実施に伴う課題
- (10) 熟議のプロセス

#### (1) 制度の形態

条例に基づく住民投票の形態には、「個別設置型」と「常設型」の2つがある。

**個別設置型**：住民からの直接請求または議員や長の提案により、その都度、住民投票条例を議会の議決により制定して実施するもの。

**常設型**：あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施するもの。

どちらの型が優れているということはなく、双方にメリット・デメリットがある。なお、自治基本条例に位置付けられる住民投票条例は、個別設置型を選択する自治体が多い。

#### 【個別設置型と常設型のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
個別設置型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票の対象が明確。</li> <li>・実施には議会の議決が必要であり、議会における十分な議論を経て実施することができる。</li> <li>・制度の濫用を抑止することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案件ごとに条例制定が必要なため、時間と労力がかかる。</li> <li>・条例が制定され、実施されるかは不確実。</li> </ul>
常設型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の要件を満たせば実施が可能である。</li> <li>・住民投票に対する機運が高まった時に迅速に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な議論を経ずに実施してしまう恐れがある。</li> <li>・制度の濫用につながる可能性がある。</li> </ul>

## (2) 結果の効力

### ① 拘束型の適法性

法律に基づいて実施する住民投票（内容は、P. 4 参照）の結果は、議会や長の意思決定を拘束する（拘束型）。一方で、地方自治体が憲法で保障された自治立法権をもって制定する「条例」に基づいて住民投票を実施する場合もあり、その結果の拘束力については諸説がある。通説は、「拘束型は法に基づかなければ不可能」とする見解である。

なお、今までに実施された条例に基づく住民投票のうち「拘束型」はない。

「憲法93条を受けて地方自治法は議会（議員）と長の「二元的」な「代表民主制」を採用し、しかも長に当該地方公共団体の事務の執行に関する包括的権限を付与しているが、議会や長などの執行機関を法的に拘束したり、それらにかわって自治体の意思を直接に決定したりする住民投票制度を設けると、その趣旨に反することになるからである。異論はあるものの、拘束型・決定型の住民投票制度を条例で定めるのは地方自治法違反であるというのが一般的な考え方である。」  
（「住民投票」法学教室195号（1996年）3頁 稲葉馨 抜粋）

### ② 諮問型の尊重

諮問型の投票結果の取り扱いについては、多くの住民投票条例で市民・議会・長に尊重義務を課している。

住民投票の結果は、住民の多数意思の表明であり、単に参考とするだけでなく、結果を重く受け止め、十分に検討・考慮しながら意思決定を行わなければならない。



### (3) 投票対象事項

#### ① 市政に関する重要事項

多くの自治体で、投票対象を「市政に関する重要事項」と規定している。重要事項の定義には、次のような要素をみることができる。

- ▶ 自治体が行う事務
- ▶ 主体間の意見相違があるもの
- ▶ 全体に関わる案件
- ▶ 住民の福祉に影響を与えるもの
- ▶ 直接賛否を問う必要があるもの
- ▶ 住民に直接の利害関係を有するもの

重要事項という言葉は、広く全てを網羅するように捉えることができ、また、住民・議会・長で重要事項の判断が必ずしも一致するものでもない。「重要事項」とだけ規定していると、長に裁量権が与えられることにもなりかねず、また、請求した住民の重要事項に対する判断がそのまま採用される恐れもある。

市政に関する重要事項を明確に表現することは難しいが、多数の署名を集め、全ての要件を満たした請求については、それはすでに市政の重要事項であるという考えもある。

#### ② 規定方法

常設型住民投票において、投票対象事項を定める方法として、「ポジティブリスト」と「ネガティブリスト」がある。

- ・ポジティブリスト：対象とする事項を具体的に列挙するもの

#### 我孫子市市民投票条例

第2条 市民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。

- (1) 市の存立の基礎的条件に関する事項
- (2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項

- ・ネガティブリスト：対象から除外する事項を挙げるもの

#### 富士見市民投票条例

第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1)市の権限に属さない事項
- (2)議会の解散その他法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3)専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4)市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5)前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

ポジティブリストは、投票事項を明確に列挙するので対象は分かりやすいが、該当しない事項は投票対象にならないため限定的になる。そのため、対象範囲を広げるために、「その他市政に関する重要事項」という規定を設ける場合がある。

ネガティブリストは、対象事項から除外するものを列記するため、投票の対象はポジティブリストよりも広い。多くの自治体がネガティブリストで除外項目を規定している。

なお、除外する項目には、以下の4点をみることができる。しかし、大和市のように、結果に法的拘束力がない諮問型住民投票においては対象事項を限定する必要がないとし、除外する項目を設けない自治体もある。

#### ◇市が権限を持たない事項

自治体が権限を持たない事項については、自ら決定することができないことから、間接民主制を補完する住民投票の機能が生かされないため除外している自治体は多い。

ただし、「法令の規定により首長の意見を求められるもの」や「自治体として団体の意思を表明するもの」は対象にするよう規定している自治体もある。

(例)

- ・産業廃棄物処理施設の設置の許可など、法律で都道府県に権限が与えられているもの
- ・日本国憲法の改正、防衛・外交に関することなど国の権限とされているもの

#### ◇法定住民投票事項

一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定、議会の解散、議員や長の解職、合併協議会設置の協議に関することについては、法令で規定がされており、規定に基づいて手続きをとれば投票を実施することができるという理由で、対象から除いている。

#### ◇対象が特定の住民や地域に関連する事項

住民投票は、全体を対象に実施されるものであり、特定の住民や地域に関連が強い案件を対象にすると、直接案件に関係がない者の意見が多数を占め、当事者が少数派となり、公平な投票結果を得られない恐れがあるという理由で、対象から除いている。

(例)

- ・迷惑施設の建設について（付近住民は反対、他地域の住民は賛成）

#### ◇執行機関の内部事項

組織、人事、財務などは、各地方自治体が定める政策・施策を効率的・効果的に実現するための前提になるもので、長の執行権をもって決めるものであるため投票対象になじまないものとして考えられている。

その他の事項として、川崎市などでは、金銭徴収に関する事項を投票対象から除外している。これは、地方自治法の条例の制定・改廃の直接請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外していることに起因しており、そのような請求は「地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがある」という理由から除外している。

#### (4) 請求・発議の主体・要件

住民投票の請求・発議としての主体を、住民、議会、長としている自治体は多い。以下、主体別にみていく。

##### ① 住民

条例に必要な要件を定め、その要件を満たした場合に、長に対し実施を請求し、長が発議して住民投票は実施される。

住民投票は住民の意思を明らかにする制度であるので、住民は、当然に主体としての資格を要するものである。

必要な要件については、議会の解散・長の解職請求の場合に投票資格者総数の1/3以上の署名数を要するという点を踏まえた設計が必要であり、また、制度の濫用につながらないような設計にしなければならない。

##### ② 議会

議会については、地方自治法109条7項の規定により常任委員会が、同法112条の規定により議員定数の1/12以上の賛成により議員が、それぞれ議案を提出することができるので、出席議員の過半数の賛成による議決で住民投票を実施することになるが、このことを住民投票条例に規定している自治体は多い。

しかし、常設型として規定をしなくても、法律に基づいて実施できることから、規定する必要はないという考えもある。

##### 地方自治法

###### 第109条

7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

##### ③ 長

長が、自らの判断で発議し、実施することができるよう規定している自治体は多い。しかし、1人で判断できることによる濫用の危険性が含まれているという考えもあり、住民投票の実施には議決を要するという規定を盛り込んでいる自治体もある。(例：我孫子市、川崎市、逗子市)

## (5) 成立要件

### ① 成立要件を設けることと「諮問型」の関係

一般的に、成立要件を設けている自治体の多くは、その投票率を1/2としている。成立要件を設ける理由は、投票率が低い場合に、少数派の意見が議会や長の意思決定に影響を与えることになるので、それを回避するためである。

反対に、諮問型住民投票の結果は議会や長が尊重するものであるが、その意思決定を拘束するものではないので、投票率による成立要件を設ける必要はないという考えもある。

また、成立要件を規定している自治体では、要件を満たさない場合に開票しないという規定を定めているところもある。このことについては、住民の意思を確認するという意味でも、投票率によって開票しないことが果たしてよいかという問題がある。

成立要件を規定するにあたっては、議員や長の選挙の際の投票率も参考にしながら設計しなければならない。

### ② 成立要件を設けることとボイコット運動の関係

条例に成立要件を設け、投票率が低い場合は開票しない旨を規定した場合、反対運動の一環として、住民投票を成立させないためにボイコット運動が起きる可能性がある。この場合には、投票に行くこと自体が賛成する行動と見なされることも考えられ、秘密投票が維持できない恐れがある。

### 【横須賀市における過去の選挙結果（投票率）】

横須賀市議会議員選挙

回数	選挙日	投票率 (%)
1	昭和22年4月30日	74.7
2	昭和26年4月23日	85.7
3	昭和30年4月30日	76.9
4	昭和34年4月30日	81.3
補欠選	昭和36年7月2日	55.9
5	昭和38年4月30日	77.6
補欠選	昭和40年6月27日	69.4
6	昭和42年4月28日	70.3
補欠選	昭和44年7月6日	41.9
7	昭和46年4月25日	71.3
補欠選	昭和48年7月1日	68.7
8	昭和50年4月27日	73.1
補欠選	昭和52年6月19日	58.7
9	昭和54年4月22日	72.5
10	昭和58年4月24日	69.2
補欠選	昭和60年6月30日	34.7
11	昭和62年4月26日	62.1
12	平成3年4月21日	56.1
補欠選	平成5年6月27日	35.5
13	平成7年4月23日	49.0
14	平成11年4月25日	52.6
15	平成15年4月27日	53.1
16	平成19年4月22日	52.6
17	平成23年4月24日	48.0

横須賀市長選挙

歴代	選挙日	投票率 (%)
19	昭和22年4月5日	71.0
20	昭和24年7月17日	53.8
21	昭和28年7月10日	54.2
22	昭和32年7月7日	56.8
23	昭和36年7月2日	55.9
24	昭和40年6月27日	69.4
25	昭和44年7月6日	41.9
26	昭和48年7月1日	68.7
27	昭和52年6月19日	58.8
28	昭和56年6月21日	56.7
29	昭和60年6月30日	34.7
30	平成元年6月11日	34.0
31	平成5年6月27日	35.5
32	平成9年6月29日	32.2
33	平成13年6月10日	34.0
34	平成17年6月26日	40.2
35	平成21年6月28日	44.5

※投票率は、小数点以下第2位を四捨五入

## (6) 投票資格者の範囲

投票資格の要件には「年齢」、「国籍」、「住所」があり、それぞれに論点がある。

### ① 年齢要件

年齢は16歳、18歳、20歳の3つに分類することができる。16歳、18歳という未成年者も対象にしている背景には、これからの自治を担う若者が投票を通じて市政に参加し、市民としての権利や責任を自覚するという、将来の人材育成を期待する考えもある。

#### ◇16歳

義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、市政における重要事項を対象とする住民投票には、幅広く意見を聴くべきという考え方に基づいている。

#### ◇18歳

日本国憲法の改正手続に関する法律（いわゆる「国民投票法」。平成19年法律第51号。）で、投票年齢を18歳と定めていることが理由として挙げられる。（ただし、公職選挙法の改正がない間は、年齢20歳以上の者が投票権を有する。）

また、現在の日本の成人年齢、選挙権を有する年齢は20歳であるが、諸外国においては18歳以上が主流であることも要因としてある。なお、主要8か国の日本以外の国は全て18歳としている。

#### 【主要8か国における年齢比較】

	選挙権	成人
日本	20歳	20歳
イギリス	18歳	18歳
アメリカ	18歳	州による
ドイツ	18歳	18歳
フランス	18歳	18歳
イタリア	18歳	18歳
カナダ	18歳	州による
ロシア	18歳	18歳

（「主要国の各種法定年齢」国立国会図書館調査及び立法考査局 より作成）

#### ◇20歳

公職選挙法では、投票資格者の年齢を20歳と定めているため、この規定に準ずる考えである。

## ② 国籍要件

日本国籍を有する者については、投票資格者であることに異論は出ないところであるが、外国人を投票資格者とするかどうかについては意見が分かれ、自治体によって取り扱いは異なっている。

### 【常設型住民投票条例における投票資格者要件】

	自治体	年齢	外国人			
			特別永住者	永住資格者	3年以上の在留資格者	名簿への登録申請
1	富士見市	20歳以上				
2	逗子市	20歳以上	○	○		
3	山陽小野田市	20歳以上	○	○		要
4	多治見市	18歳以上				
5	広島市	18歳以上	○	○		
6	川崎市	18歳以上	○	○	○	
7	岸和田市	18歳以上	○	○	○	
8	我孫子市	18歳以上	○	○		要
9	小諸市	16歳以上	○	○	○	
10	大和市	16歳以上	○	○	○	要

※特別永住者：

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める者。

※永住資格者：

出入国管理及び難民認定法 別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者。

※3年以上の在留資格者：

出入国管理及び難民認定法 別表第1及び別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者。入管法では3年を超える在留はできず、それ以上の在留は更新が必要となる。3年以上日本に在留する者は、地域の課題を考えるだけの知識を有しているという考えに基づいている。

また、外国人に投票資格を認め、かつ、本人から名簿への登録申請を要件としている自治体もある。これは、外国人登録法により登録原票の開示が原則禁止とされているため、本人から個人情報収集する必要があるためである。

平成24年7月には、外国人登録法の廃止による新たな在留管理が始まるので、名簿への登録申請を不要とするかも含め、議論の必要がある。

### ③ 住所要件

地方自治法18条に選挙権についての規定がある。これを受け、住民投票条例で投票資格者を「自治体の区域内に住所を有する者」と規定し、居住期間についても選挙権と同様の規定をしている。なお、居住の判断材料としては、住民基本台帳や外国人登録原票への登録を基準としている。

また、「住民」の定義をどうするかによるが、市外から市内の企業や学校に通勤・通学する者を対象にするかということも論点になる。しかし、これらの者を含めて投票資格者名簿を作成するためには、社員や生徒の名簿を提出してもらうことが必要になり、さまざまな問題があることから対象とすることは困難だと考えられる。

#### 地方自治法

第18条 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

### ④ 投票することができない者の要件

投票することができない者を規定している条例では、公職選挙法の規定を準用している自治体が多い。

#### 【公職選挙法11条に規定される選挙権及び被選挙権を有しない者】

- ・成年被後見人
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ・公職にある間に犯した刑法第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- ・法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

このことについては、住民投票制度は、間接民主制を補完し、議会と長に尊重義務を生じさせる重要な制度であることから、選挙制度との整合を図り、投票資格者から選挙権の欠格事由に該当する者を除外することは一定の合理性があると考えられている。

その他に、選挙権・被選挙権を有しない者を規定している法律として「政治資金規正法」や「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を準用している自治体もある。



## (7) 投票運動

### ① 投票運動に関する規制の内容

投票運動の規制は、住民投票の署名運動にも関わってくる。

高浜市や逗子市では、投票運動は自由としつつ、買収や脅迫など一般的な禁止行為は規制している。また、川崎市では、買収、脅迫などの禁止行為のほか、「市民の平穏な生活環境と侵害する行為」についても規定を設けている。

また、違反行為があった場合、投票結果の取り扱いをどうするかも検討しておくなければならない。制度設計は慎重に行わなければならない。

高浜市住民投票条例第22条

逗子市住民投票条例第12条

住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

川崎市住民投票条例第14条

5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

### ② 規制に対する罰則

罰則については、野田市が唯一罰則規定を盛り込んでいる。規定を設けない考えとしては、諮問型においては罰則規定は不要であること、また、罰則規定があると選挙運動の自由度が低くなるという考えがある。

野田市住民投票条例

(署名運動の罰則)

第27条 署名運動に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 請求資格者又は署名運動者に対し、威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。
  - (2) 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害したとき。
  - (3) 請求資格者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して請求資格者又は署名運動者を威迫したとき。
- 2 住民投票の実施の請求者の署名等を偽造し、若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の市民請求に必要な関係書類を抑留、毀き壊若しくは奪取した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 3 住民投票の実施の請求者の署名等に関し、請求資格者の委任を受けずに、又は請求資格者が身体の故障等により署名簿に署名等を行うことができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を署名簿に記載した者は、10万円以下の罰金に処する。

4 請求資格者が身体の故障等により署名簿に署名等を行うことができない場合において、請求資格者の委任を受けて請求者の氏名を署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず、又は虚偽の署名をしたときは、10万円以下の罰金に処する。

5 住民投票の実施の請求者の署名等に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、10万円以下の罰金に処する。

(1) 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは職員

(2) 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

6 市民請求に関し、実施請求書及び請求代表者証明書を添付していない署名簿、規則で定める署名等を求めるための請求代表者の委任状を添付していない署名簿その他所定の手続によらない署名簿を用いて署名等を求めた者又は署名等を求めることができる期間外の時期に署名等を求めた者は、5万円以下の罰金に処する。

(賛成反対運動等の罰則)

第28条 賛成反対運動及び投票に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 賛成又は反対のいずれかの投票をさせ、又はさせない目的をもって投票資格者又は賛成反対運動者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

(2) 賛成又は反対のいずれかの投票をさせ、又はさせない目的をもって投票資格者又は賛成反対運動者に対し、その者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

(3) 投票をし、若しくはしないこと、賛成反対運動をし、若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって投票資格者又は賛成反対運動者に対し、第1号に掲げる行為をしたとき。

(4) 第1号若しくは前号の供与、供応接待を受け、若しくは要求し、第1号若しくは前号の申込みを承諾し、又は第2号の誘導に応じ、若しくはこれを促したとき。

(5) 第1号から第3号までに掲げる行為をさせる目的をもって賛成反対運動者に対し、金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし、又は賛成反対運動者がその交付を受け、その交付を要求し、若しくはその申込みを承諾したとき。

(6) 前各号に掲げる行為に関し、周旋又は勧誘をしたとき。

### ③ 選挙と同日実施とした場合の運用

例えば「戸別訪問」については、公職選挙法に基づいて行う選挙では禁止されているが、住民投票では住民間の十分な議論が必要と考え、住民投票条例で具体的に禁止していない自治体が多い。

選挙と住民投票を同日に実施した場合、どちらの運動なのかを判別することは難しく、公職選挙法による取り締まりをすることもできない可能性がある。また、住民投票の案件に対する賛否が、首長選挙や議会議員選挙にも影響を与えてしまう恐れもある。

そのため、実施経費を削減するため、原則、選挙との同日実施としている川崎市においては、「公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為」を禁止している。

このような同日実施のデメリットを勘案し、住民投票の投票日を選挙と別の日に設ける規定をしている自治体もある。高浜市では、選挙と同日に実施しないよう、市長に投票日変更権を持たせている。

#### 高浜市住民投票条例

第13条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第6項の規定による通知があった日から起算して60日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙又は高浜市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

## (8) 住民投票のコスト

コストは制度設計ができた段階で算出するものであるため、現段階で高い安いの判断をすることはできない。

今回示す金額は、選挙管理委員会選挙管理課に依頼し、試算してもらったものであるが、今後の制度設計によって金額は増減する。

また、コストは、制度の検討にあたって設計を変えるような影響を与えるものでもないことも留意しなければならない。

### ① 住民投票実施に係るコスト

約8,000万円

<算出根拠および前提条件>

- ・平成21年6月28日市長選挙を基準に算出
- ・諸条件が未決であるので、市長選挙執行経費から住民投票で実施されないと想定される公費負担分を除いて算出。  
(公費負担：候補者の自己負担を減じ、立候補しやすくするため、一定以上の得票数を得れば、選挙運動用ハガキ郵送料、選挙運動用自動車燃料費などを公費で負担する制度)
- ・選挙と同日実施の場合、有権者以外（外国人、未成年）は選挙の投票所と別の投票場所で投票しなければならないが、その経費は見込んでいない。

<市長選の概要>

期日前投票所：10カ所

当日投票所：86カ所（事務従事者831人）

開票所：1カ所（事務従事者187人）

投票方法：単記記入式

経費内訳：（単位：千円）

報酬等人件費（立会人報酬、投開票従事者報償金等）	45,477
需用費（投票用紙、選挙公報印刷代等）	7,637
役務費（選挙公報、選挙チラシ配布手数料等）	2,257
委託料（ポスター掲示場委託、システム設定）	20,683
使用料及び賃借料（投票所借上、通信機器借上等）	2,230
負担金（公費負担、不在者交付金）	3,141
その他	315
合計	81,740

公費負担分：約2,328千円

<住民投票実施に係るコスト>

81,740千円 - 2,328千円 = 79,412千円

## ② 実施に向けた懸念事項

住民投票の制度設計は経費に多大な影響を与えるため、実際に住民投票を実施する場合を想定して検討を行わなければならない。

### ◇投票資格者の管理

投票資格者を選挙と同一にしない場合、選挙人名簿とは別の住民投票資格者名簿の作成が必要になる。さらに、住民投票の請求に必要な署名数の定期的な告示、住民投票資格者名簿の抄本の閲覧などを行わなければならない。

### ◇投開票事務

条例に基づく住民投票は公職選挙法の適用を受けないので、投開票の事務は自治体独自の方法をとることができる。そのため、投票所数・事前投票期間・投票時間・開票日の設定も自由となり、細部に渡る検討を行わなければならない。

### ◇システム改修

投票資格者を選挙と異なるものにした場合などには、住民投票独自の管理システムが必要となり、住民投票が実施されるまでの間にシステムを構築しなければならない。ただし、新たなシステムの開発には相当の期間・コストがかかるので、既存の選挙システムの改修で対応できる可能性も模索し、改修の費用・期間も考慮しながらの検討が必要である。

## ③ 選挙と同日実施することの可否

上記の他に、住民投票は選挙と同日実施する可能性もあるので、以下のような懸念事項が考えられる。

- ▶ 投開票事務に従事する人員増
- ▶ 別の投票場所の確保（投票資格者が選挙と同一ではない場合）
- ▶ 別の投票管理者などの新たな人員の確保

## (9) その他実施に伴う課題

### ① 選択肢の設定

常設型の住民投票条例における選択肢の設定には、二者択一、多者択一の規定がみられる。選択肢の設定は、投票案件による適切な設定が必要であると考えられる。

二者択一：事案に賛成するときは○を、反対するときは×を自書する

多者択一：3以上の選択肢から1つを選択する形式によることができる

#### 【多者択一の事例】

自治体	案件	内容
名護市 平成9年(1997年)12月	在日米軍普天間基地返還に伴う海上ヘリポート建設の可否	< 4 択 > ・賛成 ・環境対策や経済効果が期待できるので賛成 ・反対 ・環境対策や経済効果が期待できないので反対
刈羽村 平成13年(2001年)5月	原子力発電所のプルサーマル計画導入の賛否	< 3 択 > ・賛成 ・反対 ・保留
米原町 平成14年(2002年)3月	市町村合併の是非・合併の枠組み	< 4 択 > ・坂田郡4町 ・湖東1市4町 ・湖北1市12町 ・合併しない

### ② 設問の設定

設問は「二者択一で賛否を問う形式のもの」と規定している自治体は多いが、誘導するような設問を防ぐために、設問の設定に議会や長がどこまで関与するかは検討が必要である。

また、設問の聞き方によって、回答が逆転することも留意しなければならない。

例：米軍基地はよいという考えの人が投票する場合

問・米軍基地はあってよいと思うか → ○：基地賛成 ×：基地反対  
 ・米軍基地はない方がよいと思うか → ○：基地反対 ×：基地賛成

### ③ 実施機関

多くの自治体で、住民投票の執行は長が行うとし、管理・執行に係る事務は、選挙管理委員会に委任している。中立性・公正性の観点から選挙管理委員会が行うことは適任と考えられるが、現体制のまま行うことは他の業務に支障をきたすおそれがあることも考えられる。

また、事務を委任するには、地方自治法の規定による協議が必要であるので、条文化せず、住民投票条例の制定後、協議のうえ規則化するという方法もある。

地方自治法 第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。(以下略)

④ 再請求・発議の制限期間

法律に基づく住民投票には、制限期間についての規定はない。

住民投票条例においては、「投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、請求及び発議をすることができない」と定めている自治体が多い。

このことについては、次の理由が考えられる。

- ▶ 明らかになった住民の意思は、よほどの状況の変化がない限り短期間で変化することは考えにくいこと。
- ▶ 実施にあたっては多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると、自治体の財政に過大な負担が生じること。
- ▶ 住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は、投票結果を否定するものであること。

なお、同一・同旨の内容ということ、誰がどのように判断するかの基準も必要となってくるので、規定にあたっては十分な議論が必要である。

「2年」という期間については、議会議員選挙や首長選挙が4年ごとに行われることから、中間となる2年を経過すれば選挙の争点にもなりうる点を考慮し、設定がされているものと考えられる。

## (10) 熟議のプロセス

横須賀市自治基本条例検討委員会の検討結果報告書では、住民投票は「その他の手法による熟議のプロセスを十分に経たのちに実施すべき最終手段である」と位置付けられている。

住民の意思を明らかにする住民投票の実施にあたっては、実施に至るまでの熟議のプロセスについて、その手法等について検討が必要である。

### ① 熟議とは

文部科学省「熟議カケアイ」ホームページでは、次のように解説されている。

「熟議」とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら政策を形成していくことです。具体的には、政策を形成する際の、下記のようなプロセスのことを言います。

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって
2. 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに
4. 解決策が洗練され
5. 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる

一般的に、住民は日常生活で忙しく、市政について十分な情報を得ることができないことが多い。そのため、市政に対する課題があった場合に、自分の意見を定めることができないという状態に陥ることがある。この状態を克服する取り組みとして、「討論型世論調査」が取り上げられることがある。県内では、平成22年に藤沢市が討論型世論調査を実施している。

### ※ 討論型世論調査(deliberative poll : DP)

… スタンフォード大学のJames S. Fishkin教授とテキサス大学のRobert C. Luskin准教授が考案したもの。ある政策課題に対し、無作為に世論調査を行い、回答者の中から数百人を集め、必要な情報を与えて徹底討論を行う。その後、同じ世論調査を行うと、思い付きではなく考え抜いた回答へと変わる。十分な情報に基づき行われる議論は、市政にとって非常に参考になるものであるといえる。

### ② 熟議の機会

住民投票を実施するにあたっては、そこに至るまでに熟議が必要と考えられている。そのため、案件に対する賛成派と反対派がお互いの考えを知るための場は必要であるが、行政が場を提供することについては、十分な注意が必要である。どちらに対しても中立性を保持しなければならない。

また、誰が「熟議のプロセス」を確認するのかという問題がある。議会が判断するのか、住民投票を執行する長が判断するのか、それとも第三者機関に委ねるのかは議論しなければならない点であり、そして、何をもちて熟議を経たとするか、どこまで行えば十分とするかという客観的な確認基準を設けることについても検討しなければならない。



### ③ 情報の提供

住民投票に関する情報は、争点や論点を明らかにし、住民に的確な判断を促すために欠かせないものである。

市政に関する多くの情報を有している自治体が情報提供を行うことは、住民投票の案件に関する理解を深めるために効果的である。

その提供に当たっては、次のような課題が考えられる。

- ▶ 選挙公報のような「場」をどれだけ用意するか
- ▶ 賛成派・反対派に同時に情報を提供する必要があるか
- ▶ 配布チラシの枚数など、量の制限は必要か
- ▶ 「十分な情報の提供」を誰が確認するか
- ▶ 「十分な情報の提供」を確認する基準は必要か

いずれにしても、住民にきちんとした情報をもって、きちんと判断してもらわなければならない。それは議会、長の責務ともいえる。長の姿勢として、案件に対するオフィシャルな意見は、議会のものも含め、全て出した方がよいと考えられるが、その際に自治体としての考え（賛成、反対）が入らないようにしなければならない。

# < 資料編 >



資料 1 横須賀市における条例の制定に関する直接請求の事例

	原子力空母の横須賀配備についての住民投票に関する条例の制定についての直接請求	原子力空母の横須賀配備及び安全性を問う住民投票に関する条例制定についての直接請求
請求時期	平成 19 年(2007 年) 1 月	平成 20 年(2008 年) 5 月
有効署名の総数	37,858 人 ※有権者の 1/10~1/9	48,661 人 ※有権者の 1/8~1/7
署名者の総数	41,591 人	52,438 人
選挙人名簿登録者数(有権者数)	355,663 人 (平成 18 年 12 月 2 日現在)	353,942 人 (平成 20 年 3 月 2 日現在)
結果	否決(平成 19 年第 1 回臨時会)	否決(平成 20 年第 1 回臨時会)
請求の目的	原子力空母の横須賀配備計画について、市民の賛否等の意思を明らかにする。	原子力空母の横須賀配備計画について、市民の賛否等の意思を明らかにする。
請求の内容	原子力空母の横須賀配備計画に係る事務の執行(横須賀港内の浚渫工事にかかる港湾法協議他)に当たり、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重して行うものとする。	原子力空母の横須賀配備計画に係る事務の執行(米海軍基地 12 号パースについて平成 17 年 8 月 2 日に国に通告した使用条件が変更されたことによる港湾法 37 条に基づく再協議を求めること、国及び米海軍に対してより積極的な情報公開、安全性の説明、安全対策を求めること等)に当たって、住民投票における有効投票の賛否等のいずれか過半数の意思を尊重して行うものとする。
条文の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票資格者を有権者とした。</li> <li>選択肢を「賛成」「反対」とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票資格者を 18 歳以上の永住外国人を含めた市内在住者にした。</li> <li>選択肢を原子力空母の横須賀配備計画に対して「賛成」「反対」原子力空母の安全性について現在までの市民に対する情報公開、説明への評価に対して「十分」「不十分」とした。</li> </ul>
長の意見(論点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外交関係の処理に係る国の決定に地方公共団体が関与したり制限したりするようなことは、地方公共団体の権能の行使としては認められない。</li> <li>港湾法協議については、法にのっとって適切に処理すべきであり、住民投票の結果をその事務に関し尊重するよう求める条例は、法の趣旨に反する。</li> <li>市が最終的な決定権を持たないこの問題については、住民投票はなじまない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外交関係の処理に係る国の決定に地方公共団体が関与したり制限したりするようなことは、地方公共団体の権能の行使としては認められない。</li> <li>市が最終的な決定権を持たないこの問題については、住民投票はなじまない。</li> <li>港湾法協議については、法にのっとって適切に処理していく。</li> <li>市民生活の安全・安心の確保は、今後も、引き続き全力を挙げて取り組んでいく。</li> </ul>

資料2 自治基本条例に規定された常設型住民投票条例の制定状況

自治体名	自治基本条例		住民投票条例							備考
	公布年月	施行年月	公布年月	施行年月	発案権者			法律上の有権者以外の投票資格者	成立要件	
					首長	議員	住民			
高浜市	H22.12	H23.04	H14.07	H14.09	○	1/12以上 (議決必要)	1/3以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
富士見市	H16.03	H16.04	H14.12	H14.12	○	1/3以上 (議決必要)	1/5以上	なし	1/3以上	
上里町	—	—	H15.01	H15.04	○	1/12以上 (議決必要)	1/3以上	なし	1/2以上	
美里町	H19.09	H19.10	H15.03	H15.04	○	1/6以上 (議決必要)	1/3以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
桐生市	—	—	H15.07	H15.07	なし	なし	1/6以上	なし	1/2以上	
広島市	—	—	H15.03	H15.09	なし	なし	1/10以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
坂戸市	—	—	H16.03	H16.04	なし	なし	1/6以上	なし	1/2以上	
我孫子市	—	—	H16.03	H16.04	○ (議決必要)	1/4以上 (議決必要)	1/8以上	18歳以上 定住外国人	規定なし	
大竹市	—	—	H15.12	H16.04	なし	なし	1/3以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
鳩山町	H15.03	H15.04	H16.12	H16.12	○	1/3以上 (議決必要)	1/3以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
増毛町	—	—	H16.12	H16.12	○ (議決必要)	1/4以上 (議決必要)	1/8以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
宝達志水町	—	—	H17.03	H17.03	○	1/3以上 (議決必要)	1/10以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
岸和田市	H16.12	H17.08	H17.06	H17.08	なし	なし	1/4以上	18歳以上 定住外国人	規定なし	
名張市	H17.06	H18.01	H17.12	H18.01	○	1/12以上 (議決必要)	1/50以上 (議決必要) 1/4以上は 不要	18歳以上 定住外国人	規定なし	
大東市	H17.12	H18.04	(H18.03)	(H18.04)	なし	なし	1/3以上	18歳以上 定住外国人	規定なし	
山陽小野田市	H23.12	H24.01	H18.03	H18.07	○	1/12以上 (議決必要)	1/6以上	20歳以上 定住外国人	1/2以上	
防府市	H21.10	H22.04	H18.10	H18.12	○	1/12以上 (議決必要)	1/3以上	なし	1/2以上	
遠軽町	H19.03	H19.04	H19.03	H19.04	○	1/12以上 (議決必要)	1/3以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
白桦市	—	—	H19.06	H20.04	○	1/3以上 (議決必要)	1/3以上	なし	1/2以上	
輪島市	H19.12	H20.04	H19.12	H20.04	○	1/6以上 (2/3議決必要)	1/6以上	なし	1/2以上	
宮古市	H19.07	H20.07	H20.06	H20.07	○	1/12以上 (議決必要)	1/5以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
芦別市	H20.06	H20.10	H20.06	H20.10	○	1/3以上 (議決必要)	1/6以上	18歳以上	1/2以上	
北栄町	H19.03	H19.04	H20.03	H20.10	○	1/12以上 (議決必要)	1/6以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
豊中市	H19.03	H19.04	H20.04	H21.03	なし	なし	1/6以上	18歳以上 定住外国人	規定なし	
北広島市	—	—	H21.02	H21.06	○	1/12以上 (議決必要)	1/6以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	※

自治体名	自治基本条例		住民投票条例							備考
	公布年月	施行年月	公布年月	施行年月	発案権者			法律上の有権者以外の投票資格者	成立要件	
					首長	議員	住民			
四国中央市	H19.06	H19.07	H21.03	H21.07	○	1/12以上 (議決必要)	1/5以上	18歳以上	規定なし	
上越市	H20.03	H20.04	H21.03	H21.10	○	1/12以上 (議決必要)	1/50以上 (議決必要) 1/4以上は不要	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
奥州市	H21.03	H21.10	H21.09	H21.10	○	1/12以上 (議決必要)	1/6以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
多治見市	H18.09	H19.01	H21.12	H22.04	○ (議決必要)	1/12以上 (議決必要)	1/4以上	18歳以上	規定なし	
滝沢村	—	—	H22.03	H22.10	○	1/12以上 (議決必要)	1/6以上	18歳以上 定住外国人	1/2以上	
小諸市	H22.03	H22.04	H22.12	H22.12	○ (議決必要)	1/12以上 (議決必要)	1/50以上 (議決必要) 1/4以上は不要	16歳以上 定住外国人	1/4以上 で尊重	
嘉麻市	H22.06	H22.12	H22.12	H22.12	なし	1/12以上 (議決必要)	1/50以上 (議決必要) 1/3以上は不要	なし	1/2以上	
羽咋市	H14.12	H15.04	H22.12	H23.01	○	1/12以上 (議決必要)	1/3以上	なし	1/2以上	
野田市	—	—	H23.06	H23.08	○	1/12以上 (議決必要)	1/10以上	なし	規定なし	
八潮市	H22.12	H23.07	H23.12	H23.12	○	1/12以上 (議決必要)	1/4以上	なし	1/2以上	
西和賀町	H23.09	H24.01	H23.12	H24.01	○	1/6以上 (議決必要)	1/6以上	16歳以上 定住外国人	規定なし	
逗子市	—	—	H18.03	H18.04	○ (議決必要)	1/12以上 (議決必要)	1/5以上	20歳以上 定住外国人	1/2以上	※
大和市	H16.10	H17.04	H18.03	H18.10	○	1/12以上 (議決必要)	1/3以上	16歳以上 定住外国人	規定なし	
川崎市	H16.12	H17.04	H20.06	H21.04	○	1/12以上 (議決必要)	1/10以上	18歳以上 定住外国人	規定なし	※
寒川町	H18.12	H19.04	検討中					18歳以上		
大井町	H21.03	H21.04	検討中							
茅ヶ崎市	H21.12	H22.04	検討中							
厚木市	H22.12	H22.12	検討中							
神奈川県	H21.03	H21.03	検討中							

- ※ 北広島市は、市民参加条例(H21.6施行)に基づき住民投票条例を制定した。  
 ※ 逗子市は、市民参加条例(H18.4施行)に基づき住民投票条例を制定した。  
 ※ 川崎市においては、議会との協議で議員の2/3以上の反対があるときは、住民投票は実施できない。

資料3 条例による住民投票の実施事例

実施年月	自治体名	対象	提案主体	結果
H 8 (1996). 8	新潟県 巻町	原子力発電所建設の賛否 ※条例による全国初の住民投票	議員提案	投票率 88% 反対 61%
H 8 (1996). 9	沖縄県	日米地位協定見直し・基地の整理縮小の賛否	直接請求	投票率 59% 賛成 89%
H 9 (1997). 6	岐阜県 御嵩町	産業廃棄物処理施設設置の賛否	直接請求	投票率 87% 反対 80%
H 9 (1997). 12	沖縄県 名護市	在日米軍普天間基地返還に伴う海上ヘリポート建設の賛否 ※4つの選択肢	直接請求	投票率 82% 反対 52% 市長建設受入れ (住民投票結果反映せず)
H12(2000). 1	徳島県 徳島市	吉野川可動堰建設の賛否 ※50%未満は開票しない規定	議員提案	投票率 55% 反対 92%
H13(2001). 5	新潟県 刈羽村	原子力発電所のプルサーマル計画導入の賛否	直接請求	投票率 88% 反対 53%
H13(2001). 7	埼玉県 上尾市	さいたま市との合併の賛否 ※市町村合併を問う初の住民投票	直接請求 (賛成派)	投票率 64% 反対 58%
H14(2002). 3	滋賀県 米原町	市町村合併の是非・合併枠組み ※初の永住外国人投票権付与	町長提案	投票率 69% 「坂田郡での合併」39% (最多)
H14(2002). 9	秋田県 岩城町	市町村合併の相手方選択 ※初の未成年者投票権付与 (18歳以上)	町長提案	投票率 82% 「本荘市との合併」62% (多数)
H16(2004). 8	宮城県 三本木町	古川市ほかとの合併の賛否 ※町長は住民投票前に結果に関わらず合併遂行方針表明	議員提案	投票率 48% (開票せず)
H18(2006). 3	山口県 岩国市	在日米軍再編に伴う空母艦載機移転受入の賛否 ※常設型条例による住民投票 (市町村合併に伴い条例失効)	市長提案	投票率 58% 反対 89%
H19(2007). 12	千葉県 四街道市	地域交流センター建設の賛否 (都市再生整備計画(まちづくり交付金)事業)	直接請求	投票率 47% 反対 76% 市長選現職落選
H22(2010). 11	長野県 佐久市	総合文化会館建設の賛否 ※賛成者は参考情報として費用圧縮案か従来通り案を選択	市長提案	投票率 55% 反対 71%

## 資料4 関連法令

### ○憲法

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

### ○地方自治法

(条例の制定又は改廃の請求とその措置)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第1項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあっては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）



- 二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- 三 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者
- 7 第1項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。
- 8 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第1項の規定による請求者の署名とみなす。
- 9 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

（議会の解散の請求とその処置）

第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

（議会の解散）

第78条 普通地方公共団体の議会は、第七十六条第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

（議員の解職の請求とその処置）

第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

（長の解職の請求とその処置）

第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

(議員又は長の失職)

第83条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第80条第3項又は第81条第2項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

(常任委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。
- 3 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。
- 4 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。
- 5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 8 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- 9 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

(議員の議案提出権)

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 3 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(担当事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設定し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(特別法の住民投票)

第261条 一の普通地方公共団体だけに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長(衆議院の議決が国会の議決となった場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とす

る。)は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から5日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。
- 3 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から31日以後60日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。
- 4 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から5日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。
- 5 前項の規定により第3項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

(住民投票に関する準用規定)

第262条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第3項の規定による投票にこれを準用する。

- 2 前条第3項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第76条第3項の規定による解散の投票若しくは第80条第3項及び第81条第2項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

## ○公職選挙法

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 成年被後見人
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 四 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第252条 この章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3及び第253条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 2 この章に掲げる罪(第253条の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑

の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 3 第221条、第222条、第223条又は第223条の2の罪につき刑に処せられた者で更に第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられた者については、前2項の5年間は、10年間とする。
- 4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者（第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられた者を除く。）に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第1項に規定する者で第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられたもの及び第2項に規定する者に対し第1項若しくは第2項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の10年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

#### ○政治資金規正法

第28条 第23条から第26条の5まで及び前条第2項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 2 第23条、第24条、第25条第1項、第26条、第26条の2、第26条の4及び前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
- 3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。
- 4 公職選挙法第11条第3項の規定は、前3項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなったときについて準用する。この場合において、同条第3項中「第1項又は第252条」とあるのは、「政治資金規正法第28条」と読み替えるものとする。

#### ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

第17条 前条第2項又は第3項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 2 前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

資料5 自治基本条例検討プロジェクトチーム 住民投票制度分科会

○住民投票制度分科会 検討経過

開催回	開催日	検討内容
第1回	平成23年12月12日（月）	・論点出しの検討
第2回	平成23年12月22日（木）	・住民投票制度を条例で創設する意義 ・制度の形態 ・結果の拘束力 ・請求・発議の主体・要件 ・成立要件
第3回	平成24年1月12日（木）	・投票対象事項 ・投票資格者
第4回	平成24年1月30日（月）	・投票運動 ・コスト
第5回	平成24年2月13日（月）	・その他実施に伴う課題 ・熟議のプロセス
第6回	平成24年3月16日（金）	・調査・研究報告書（案）について

○自治基本条例検討プロジェクトチーム構成員

メンバー（※は住民投票制度分科会メンバー）

平成24年3月末現在

氏名	所属
※首藤 昇（リーダー）	都市部都市計画課主査
※大石 貴司（サブリーダー）	政策推進部政策推進課主査（自治基本条例担当）
檜山 直人	政策推進部政策推進課主査（都市政策研究所）
※千葉 寿	政策推進部基地対策課主査
※櫻井 正弘	総務部行政管理課主査
清水 紀幸	総務部行政管理課
依田 隆治	総務部人事課主査
※山口 和男	市民部市民生活課主査（市民協働推進担当）
蛭田 岳志	健康部福祉総務課主査
石川 伸治	こども育成部こども青少年企画課主査
新倉 仁	市議会事務局議事課主査

オブザーバー

小海 剛嗣	選挙管理委員会事務局選挙管理課主査
八木田 直樹	選挙管理委員会事務局選挙管理課主査

事務局

古谷 久乃	政策推進部自治基本条例担当課長
田部井 寛幸	政策推進部政策推進課

※所属・役職は当時

## 住民投票制度に関する調査・研究報告書

横須賀市政策推進部政策推進課（自治基本条例担当）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-8427 ファクス 046-822-9285

E-mail [fd-pp@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:fd-pp@city.yokosuka.kanagawa.jp)